

三木市記者発表資料 (令和5年11月7日発表)			
担当部課名	担当長	担当係	電話番号
上下水道部 下水道課	課長 米村誠 (内線 4300)	下水道管理係	0794-82-2010 (内線 4300)

タイトル
<p style="text-align: center;"><b>吉川浄化センター汚泥脱水機更新工事に関する 損害賠償請求訴訟の判決後の対応について</b> ～判決を不服として控訴します～</p>
本件のポイント
<ul style="list-style-type: none"><li>・市の請求を棄却した神戸地方裁判所の判決を不服とし、控訴します。</li></ul>
説明文
<p>令和5年10月26日に判決言渡しのあった令和2年(ワ)第469号損害賠償請求事件について、以下のとおり控訴します。</p> <p><b>1 訴訟の概要</b></p> <p>平成29年度に吉川浄化センターにおいて更新した汚泥脱水機について、市が求める性能を発揮しなかったため、高含水率の汚泥が排出され、汚泥を処分する費用が高額になるなど過分の負担が生じることから、被告(OESアクアフォーコ株式会社)に対し契約の瑕疵担保条項に基づき修補を求めたが、これに応じなかったため、発生する過分の費用負担149,988,186円の損害賠償を求めたもの。</p> <p><b>2 神戸地方裁判所の判決の内容</b></p> <ol style="list-style-type: none"><li>(1) 原告の請求を棄却する。</li><li>(2) 訴訟費用は原告の負担とする。</li></ol> <p><b>3 控訴の理由</b></p> <p>判決において、被告が設置した汚泥脱水機の不具合により市が損害を受けたという主張が認められなかったことを不服とし、上級審の判断を仰ぐため。</p> <p><b>4 控訴の要旨</b></p> <ol style="list-style-type: none"><li>(1) 原判決の取り消しを求める。</li><li>(2) 149,988,186円及びその遅延損害金の支払いを求める。</li><li>(3) 訴訟費用は、第1、第2審ともに被告の負担とする。</li></ol> <p><b>5 今後の予定</b></p> <p>控訴期限である令和5年11月9日までに控訴状を提出する。</p>